

変更届【法人・役員変更】チェックリスト

事務所名	
担当者名	
連絡先 (tel/fax/e-mail など)	
↑書類のやり取りができるメールアドレス等を記入し、このチェックリストをつけてご提出ください。	
■建築士事務所名称、建築士事務所所在地、法人事務所名称、法人事務所所在地	
①変更届出書	該当事項欄に記入 署名・押印は不要
②役員名簿	建築士法上の役員を記入 ※業務を執行する社員、取締役、執行役及びこれらに準ずる者、社外取締役、代理権を有する支配人、理事等を含み、監査役、取締役でない支店長等は含まない
③登記履歴事項全部証明書 (写し)	3ヶ月以内に発行されたもの 変更事項が確認できる履歴が掲載されていること
④理由書	法人名称、代表者氏名・役名の記載
	※変更後2週間が経過した場合
■法人役員 (申請者である代表取締役)	
①変更届出書	該当事項欄に記入 署名・押印は不要
②役員名簿	建築士法上の役員を記入 ※業務を執行する社員、取締役、執行役及びこれらに準ずる者、社外取締役、代理権を有する支配人、理事等を含み、監査役、取締役でない支店長等は含まない
③略歴書	申請者氏名の記入 署名・押印は不要
④誓約書	法人名称、代表者氏名役名の記入 署名・押印は不要
⑤登記履歴事項全部証明書 (写し)	3ヶ月以内に発行されたもの 変更事項が確認できる履歴が掲載されていること
⑥理由書	法人名称、代表者氏名・役名の記載
	※変更後2週間が経過した場合
■法人役員 (申請者でない代表取締役・取締役等)	
①変更届出書	該当事項欄に記入 署名・押印は不要
②役員名簿	建築士法上の役員を記入 ※業務を執行する社員、取締役、執行役及びこれらに準ずる者、社外取締役、代理権を有する支配人、理事等を含み、監査役、取締役でない支店長等は含まない
③誓約書	法人名称、代表者氏名役名の記入 署名・押印は不要
④登記履歴事項全部証明書 (写し)	3ヶ月以内に発行されたもの 変更事項が確認できる履歴が掲載されていること
⑤理由書	法人名称、代表者氏名・役名の記載
	※変更後2週間が経過した場合

建築士住所等の届出は、必要な場合直接建築士会へ【令和3年4月より】

ご提出いただくようになりました。

<http://www.ehime-shikai.com/architect/registry>

登記履歴事項全部証明書 は写しをご提出ください。

一級
二級
木造

建築士事務所登録事項変更届

下記のとおり登録事項に変更が生じたので、
 建築士法第 23 条の 5 第 1 項
 建築士法第 23 条の 5 第 2 項
 の規定により届け出ます。

愛媛県指定事務所登録機関
 一般社団法人愛媛県建築士事務所協会 様 令和 年 月 日

愛媛県知事登録 第 号

事務所名称

事務所所在地

開設者

(法人の場合は名称及び代表者の役職・氏名)

変更事項		変更前		変更後		変更年月日		
建築士事務所	ふりがな 名称					令和	年	
	所在地 電話番号	〒		〒		令和	年	
開設者	個人	ふりがな 氏名					令和	年
		住所	〒		〒		令和	年
	法人	ふりがな 名称					令和	年
		所在地	〒		〒		令和	年
		法人代表者 役名氏名					令和	年
		役員	上記以外の役員変更者は第 1 号様式別添 1 へ記載のこと					
管理建築士	ふりがな 氏名					令和	年	
	免許	登録種別	一級・二級・木造	登録種別	一級・二級・木造			
		登録番号		登録番号				
	管理建築士 講習			修了証番号	修了年月日			
構造又は設備設計一級 建築士である場合にあっては、その旨と建築 士証の交付番号	構造設計・設備設計		構造設計・設備設計					
	第	号	第	号				
所属建築士		第 1 号様式別添 2 所属建築士変更事項のとおり				別紙記載		

【備考】 1 所属建築士の変更は建築士法第 23 条の 5 第 2 項、それ以外の変更は同条第 1 項となります。
 2 変更事項欄の記入は変更のあった欄のみ記載してください。
 3 法人の代表者・役員に変更があった場合には第 1 号様式別添 1 を、

所属建築士の変更があった場合には第1号様式別添2を必ず添付してください。

愛指定様式2別添1

役員名簿

- 〔記入方法〕 1 「変更前」及び「変更後」における全ての役員を記入してください。
 2 全ての役員についてこの書類に記入しきれない場合は、備考の「有」の□の中にレをつけたうえで、この書類に記入しきれない部分を別紙に記入して添えてください。

変更前		変更後			
ふりがな 氏名	役職	ふりがな 氏名	性別	役職	生年月日
			男女		年 月 日
			男女		年 月 日
			男女		年 月 日
			男女		年 月 日
			男女		年 月 日
			男女		年 月 日
			男女		年 月 日
			男女		年 月 日
			男女		年 月 日
			男女		年 月 日
			男女		年 月 日
			男女		年 月 日
			男女		年 月 日
			男女		年 月 日
			男女		年 月 日
			男女		年 月 日

〔備考〕 別紙 有□ 無□
 この書類は、申請者が法人である場合にのみ提出してください。

誓 約 書

登録申請者（営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人（法定代理人が法人である場合においては、その役員を含む。）及び登録申請者が法人である場合における当該法人の役員を含む。）が下記のいずれにも該当しないことを誓約します。

令和 年 月 日

登録申請者氏名又は名称.....

愛媛県指定事務所登録機関
一般社団法人 愛媛県建築士事務所協会長 殿

記

- 1 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- 2 禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から 5 年を経過しない者
- 3 建築士法の規定に違反して、又は建築物の建築に関し罪を犯して罰金の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から 5 年を経過しない者
- 4 建築士法第 9 条第 1 項第 4 号又は第 10 条第 1 項の規定により一級建築士、二級建築士又は木造建築士の免許を取り消され、その取消しの日から起算して 5 年を経過しない者
- 5 建築士法第 26 条第 1 項又は第 2 項の規定により建築士事務所について登録を取り消され、その取消しの日から起算して 5 年を経過しない者（当該登録を取り消された者が法人である場合においては、その取消しの原因となつた事実があつた日以前 1 年以内にその法人の役員であつた者でその取消しの日から起算して 5 年を経過しないもの）
- 6 建築士法第 26 条第 2 項の規定により建築士事務所の閉鎖の命令を受け、その閉鎖の期間が経過しない者（当該命令を受けた者が法人である場合においては、当該命令の原因となつた事実があつた日以前 1 年以内にその法人の役員であつた者でその閉鎖の期間が経過しないもの）
- 7 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第六号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなつた日から五年を経過しない者（9において「暴力団員等」という。）
- 8 精神の機能の障害により建築士事務所の業務を適正に行うに当たつて必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者
- 9 暴力団員等がその事業活動を支配する者
- 10 建築士事務所について建築士法第 24 条第 1 項及び第 2 項に規定する要件を欠く者
- 11 禁錮以上の刑に処せられた者（2に該当する者を除く。）
- 12 建築士法の規定に違反して、又は建築物の建築に関し罪を犯して罰金の刑に処せられた者（3に該当する者を除く。）

〔記入注意〕 1 登録申請者が法人である場合には、法人の代表者の氏名を併せて記載してください。

- 2 2 から 9 まで、11 又は 12 のいずれかに該当するときは、該当事項を抹消し、かつ、上欄にその事実をできるだけ詳細に記入してください。

